

平成30年7月豪雨により被害を受けた皆様へ

平成30年7月豪雨により被害を受けられた皆様には心よりお見舞い申し上げます。
今回の豪雨で被災された被保険者並びにご家族の方々につきましては、健康保険証がお手元
にない場合でも病院・診療所で保険診療を受診することができます。
医療機関の窓口で「氏名」・「生年月日」・「勤務する事業所名」を教えてください。
また、健康保険証を紛失・消失された方へは再発行をいたしております。

ご不明な点がありましたら、東京都電機健康保険組合業務部適用課、保険給付課、医療給付課
までお問い合わせください。

(連絡先)

業務部 適用課	TEL	03-3834-7213	(ダイヤルイン)
業務部 保険給付課	TEL	03-3834-7214	(ダイヤルイン)
業務部 医療給付課	TEL	03-3834-7215	(ダイヤルイン)

なお、医療機関窓口での一部負担金等の免除を希望される方は、こちらの申請書をお使いくだ
さい。

[>>一部負担金等\(免除\)申請書はこちら](#)

令和元年 7 月

一部負担金等に関する取り扱いについて

○ 一部負担金等の徴収猶予及び減免

災害認定基準の住家全半壊等にあたる場合は一部負担金等を免除する。

なお、今回は徴収猶予と減額は実施しない。

※ 災害の認定は「災害の被害認定基準について(平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括室(防災担当)通知)」により取り扱います。

○ 免除対象期間

発効日から令和元年12月31日までとする。

○ 申請方法及び証明書の発行

療養前に、り災証明書を添付のうえ別添「健康保険一部負担金等免除申請書」の申請をしていただき、当組合より「健康保険一部負担金等免除証明書」の交付を受ける。

交付を受けたら、医療機関の窓口に提出すると、一部負担金等の支払を免除される。

令和	年	月	日
課長	係長	係	

健康保険一部負担金等免除申請書(継続)

※ 申請書の欄には被保険者及び免除対象となる被扶養者を記入して下さい。
 被保険者が免除対象者とならない場合は次の空欄をチェックして下さい。 □

被保険者証		記号		番号			
被保険者	氏名		男・女	生年月日	昭・平	年	月 日
被保険者被災時住所		〒					
被扶養者被災時住所 * 被保険者と別居の場合ご記入下さい		〒					
被扶養者	氏名		男・女	生年月日	昭・平	年	月 日
被扶養者	氏名		男・女	生年月日	昭・平	年	月 日
被扶養者	氏名		男・女	生年月日	昭・平	年	月 日
被扶養者	氏名		男・女	生年月日	昭・平	年	月 日
被扶養者	氏名		男・女	生年月日	昭・平	年	月 日
免除を申請する理由		平成 30 年 7 月豪雨により被害を受けた被保険者及び被扶養者が住家全半壊したため					

以上申請します。
 令和 年 月 日

申請者 (被保険者)
 住所 (居所) 〒

氏名 印

連絡先電話番号 TEL

*なお、上記住所以外に当該証明書を送付希望の場合は、下記へご記入下さい。
 送付先住所 〒

氏名

東京都電機健康保険組合理事長 殿

● 申請する際、以下の書類を添付して下さい。

罹災証明書・被災証明書の写し(罹災証明書の交付を受けることが困難な場合は、一時使用住宅入居契約書等、家屋の全半壊を前提条件とする契約に係る書類)

受付日付印

年 月 日		
課長	係長	係

健康保険一部負担金等免除証明書 滅失届

①	被保険者証の 記号番号	※	届書の種類 一部負担金等免除証明書
②	被保険者氏名	③	生年月日 昭和 年 月 日 平成
④	被保険者であるときは 資格取得年月日	⑤	被扶養者用を 滅失したときは その被扶養者の氏名
⑥	被保険者の勤務する（していた）事業所の	(7)	名称
		(1)	所在地
⑦	健康保険一部負担金等免除証明書を滅失したときの状況 (詳しくご記入ください)		
令和 年 月 日 提出			
<p>うえの届書に記載したとおり、健康保険一部負担金等免除証明書を滅失いたしました。今後は十分取扱いに注意します。</p> <p>なお、この健康保険一部負担金等免除証明書を発見したときは、ただちに返納いたします。</p> <p style="text-align: center;">被保険者の 住所</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p style="text-align: right;">(印)</p>			
⑧	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> 受付日付印 </div>		
備考			

(注意事項)

この届書は、健康保険一部負担金等免除証明書を滅失したため再交付を受ける場合、「被保険者資格喪失届」に健康保険一部負担金等免除証明書を添付して返納することができない場合、被扶養者でなくなったとき、認定の条件に該当しなくなつたとき又は、有効期限に達したとき、滅失し返納することができない場合に提出

提出するものです。
 ◎ ⑤欄は、被扶養者用を滅失したときに、被扶養者の氏名を記入してください。
 ◎ 被保険者の印は、被保険者が自ら署名する場合は不要です。

東京都電機健康保険組合

支給額									円
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	---

健康保険一部負担金等還付申請書

健康保険証	記号		番号					
被保険者	氏名		男・女	生年月日	昭・平	・	・	
	住所							
療養を受けた者	氏名		男・女	生年月日	昭・平	・	・	
療養を受けた 保険医療機関等	名称							
	所在地							
療養を受けた期間	平成・令和 年 月 日 ~ 平成・令和 年 月 日							
保険医療機関等に対し支払った 一部負担金等の額								円
還付を申請する理由(該当する番号に○を付けて下さい)								
1 一部負担金等の免除等が受けられることを知らなかったため 2 一部負担金等免除証明書の交付が遅れたため 3 一部負担金等の免除申請をすることができなかったため 4 その他やむを得ない理由により、保険医療機関等の窓口で免除証明書の提出ができなかったため (具体的理由:)								

以上申請します。
令和 年 月 日

申請者 (被保険者)

住所(居所) 〒

氏名

印

東京都電機健康保険組合理事長 殿

◎ 支払振込先は、被保険者名義の口座を記入して下さい。

支払振込先	金融機関名							本・支店				
	預金種別	普通・当座	口座番号						口座名義 (カタカナ)			

●申請する際、以下の書類を添付して下さい。

受付日付印

- ①健康保険一部負担金等免除申請書(罹災証明書等の証明書類の添付が必要となります)又は健康保険一部負担金等免除証明書の写し
- ②保険医療機関等が発行した領収書

災害救助法適用市町村

高知県	安芸市(あきし)
	香南市(こうなんし)
	長岡郡本山町(ながおかぐんもとやまちょう)
	宿毛市(すくもし)
	土佐清水市(とさしみずし)
	幡多郡三原村(はたぐんみはらむら)
	幡多郡大月村(はたぐんおおつき)
鳥取県	鳥取市(とっとりし)
	八頭郡若桜町(やずぐんわかさちょう)
	八頭郡智頭町(やずぐんちづちょう)
	八頭郡八頭町(やずぐんやづちょう)
	東伯郡三朝町(とうはくぐんみささちょう)
	西伯郡南部町(さいはくぐんなんぶちょう)
	西伯郡伯耆町(さいはくぐんほうきちょう)
	日野郡日南町(ひのぐんにちなんちょう)
	日野郡日野町(ひのぐんひのちょう)
	日野郡江府町(ひのぐんこうふちょう)
広島県	広島市(ひろしまし)
	呉市(くれし)
	竹原市(たけはらし)
	三原市(みはらし)
	尾道市(おのみちし)
	福山市(ふくやまし)
	府中市(ふちゅうし)
	東広島市(ひがしひろしまし)
	江田島市(えだじまし)
	安芸郡府中町(あきぐんふちゅうちょう)
	安芸郡海田町(あきぐんかいたちょう)
	安芸郡熊野町(あきぐんくまのちょう)
	安芸郡坂町(あきぐんさかちょう)
岡山県	岡山市(おかやまし)
	倉敷市(くらしきし)
	玉野市(たまのし)
	笠岡市(かさおかし)
	井原市(いばらし)
	総社市(そうじゃし)
	高梁市(たかはしし)
	新見市(にいみし)
	瀬戸内市(せとうちし)
	赤磐市(あかいわし)
	真庭市(まにわし)
	浅口市(あさくちし)
	都窪郡早島町(つくぼぐんはやしまちょう)
	浅口郡里庄町(あさくちぐんさとしょうちょう)
	苫田郡鏡野町(とまたぐんかがみのちょう)

災害救助法適用市町村

岡山県	英田郡西粟倉村(あいだぐんにしあわくらそん)
	加賀郡吉備中央町(かがぐんきびちゅうおうちょう)
	小田郡矢掛町(おだぐんやかけちょう)
島根県	江津市(えづし)
京都府	福知山市(ふくちやまし)
	舞鶴市(まいづるし)
	綾部市(あやべし)
	宮津市(みやづし)
	京丹後市(きょうたんごし)
	南丹市(なんたんし)
	船井郡京丹波町(ふないぐんきょうたんばちょう)
	与謝郡伊根町(よさぐんいねちょう)
	与謝郡与謝野町(よさぐんよさのちょう)
兵庫県	豊岡市(とよおかし)
	篠山市(ささやまし)
	朝来市(あさごし)
	宍粟市(しろうし)
	赤穂郡上郡町(あこうぐんかみごおりちょう)
	美方郡香美町(みかたぐんかみちょう)
	姫路市(ひめじし)
	西脇市(にしわきし)
	丹波市(たんばし)
	多可郡多可町(たかぐんたかちょう)
	佐用郡佐用町(さようぐんさようちょう)
	養父市(やぶし)
	たつの市(たつのし)
	神崎郡市川町(かんざきぐんいちかわちょう)
	神崎郡神河町(かんざきぐんかみかわちょう)
山口県	岩国市(いわくにし)
愛媛県	今治市(いまばりし)
	宇和島市(うわじまし)
	大洲市(おおずし)
	西予市(せいよし)
	北宇和郡松野町(きたうわぐんまつのちょう)
	北宇和郡鬼北町(きたうわぐんきほくちょう)
福岡県	飯塚市(いづかし)
岐阜県	高山市(たかやまし)
	関市(せきし)
	中津川市(なかつがわし)
	恵那市(えなし)
	美濃加茂市(みのかもし)
	可児市(かにし)
	山県市(やまがたし)
	飛騨市(ひだし)

令和元年 7 月 1 日

「平成 30 年 7 月豪雨により被害を受けた皆様へ」一部負担金免除 Q & A

Q 1. どのような人が免除を受けられますか？

A 免除対象者は、平成 30 年 7 月豪雨により家屋が全半壊の被害を受けた市町村(別掲)の被保険者及び被扶養者となります。

Q 2. 手続き方法は？

A 健康保険一部負担金等免除申請書に災証明書を添付のうえ、ご提出ください。

Q 3. 免除期間はいつまでですか？

A 令和元年 12 月 31 日までとなります。

Q 4. 大雨等で大ケガの被害を受けましたが、免除の対象となりますか？

A 対象になりません。

当組合の免除は、家屋が全半壊の被害を受けた方が対象となります。

Q 5. 他の健保は、一部負担金等の減額や徴収猶予を行っていますが、東京都電機健康保険組合では行わないのでしょうか？

A この免除等は、健康保険法第 75 条の 2 及び第 110 条の 2 の規定に基づき、各保険者の判断により実施しております。

このため当組合では、家屋が全半壊の方を対象に一部負担金の免除を実施しております。